一制定・改廃の概要一

条例・規則名 <u>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正</u> する条例

公布年月日・番号 平成 27 年 3 月 31 日・東京都条例第 63 号

1 概要

(1) 改正理由

日常生活等に係る騒音の規制基準から子供の声等の適用を除外するほか、所要の改正を行う必要がある。

- (2) 改正内容
 - ア 子供の声等に適用する騒音の規制基準に係る規定の改正

保育所その他の場所から発せられる子供の声等について、同表に規定する日常生活等に係る騒音の規制基準値を適用せず、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれがない程度を超えてはならないこととするよう規定を改める。

イ 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度における事業所区域の変更に係る 規定の改正

大規模事業所への温室効果ガス排出総量削減義務の対象となる指定地球温暖化対策事業所について、事業所の一部を譲渡した場合や近隣の他の指定地球温暖化対策事業所を取得した場合等に申請により事業所区域の変更をすることができるよう規定を改める。

ウ フロン類の管理に係る規定の削除

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律が改正され、フロン類の使用機器の管理者等に対する管理の適正化に係る措置が規定されたため、条例の関係条項(第10条から第17条まで並びに第155条及び第156条の一部)を削除する。

エ その他の規定整備

他法令の改正等に伴い所要の規定整備を行う。

2 施行日

平成27年4月1日。ただし、エについては公布日。

3 問合せ先

(1) 1(2)ア及びウについて

環境局環境改善部計画課

直通 03-5388-3481

内線 42-325

(2) 1(2)イについて

環境局地球環境エネルギー部総量削減課

直通 03-5388-3465

内線 42-172